

「西成特区」構想検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 西成区に存在する様々な課題に迅速に対応し、抜本的なまちづくりを展開するためには、西成区における状況や課題に対する今後の方向性とその解決のための具体的な施策内容を検討する必要がある。施策内容の策定に向けて必要な事項を検討するため、「『西成特区』構想検討委員会」（仮称）（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 西成区における様々な状況や課題と今後の西成区におけるまちづくりの方向性に関すること。

(2) 今後の西成区の新しいまちづくりを実現するための具体的な施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、西成区長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、西成区保健福祉担当部長及び西成区役所医務主幹の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置された日から平成25年3月31日までとする。

(有識者からの意見聴取)

第6条 検討委員会は、検討事項について、学識経験者等の有識者から意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、西成区役所総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は委員長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

別表 1

委員長	西成区長
副委員長	保健福祉担当部長
副委員長	西成区役所医務主幹
委員	副区長兼総務課長
委員	市民協働課長
委員	窓口サービス課長
委員	保健福祉課長